

【資料 1】

鹿 児 島 県 内 水 面
漁場管理委員会資料
令和 6 年 10 月 8 日

【議題 1】

全国内水面漁場管理委員会連合会西日
本ブロック協議会における協議事項に
ついて（協議）

目 次

■ 令和7年度中央省庁提案項目素案に係る検討及びアンケート 調査について（依頼）	1
■ 提案項目作成にあたっての考え方	8
■ 令和7年度提案項目素案	9
■ 令和7年度提案項目に係るアンケート調査（回答案）	31
■ 令和7年度提案項目取りまとめスケジュール	41

内 水 委 第 6 号
令和 6 年 9 月 12 日

全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会
会員県内水面漁場管理委員会会長 様

島根県内水面漁場管理委員会
会長 門脇 幹男

令和 7 年度中央省庁提案項目素案に係る検討及びアンケート調査について（依頼）

このことについて、令和 6 年 9 月 5 日付け 6 全内漁管連第 16 号により、全国内水面漁場管理委員会連合会会長から、各都道府県漁場管理委員会で協議をするように通知がなされたところです。

つきましては、本年度、西日本ブロック協議会開催県である当委員会が取りまとめを担当いたしますので、下記により連合会会長から依頼のありました調査（下記の提出資料の（1）及び（2））の回答をお願いします。

また、令和 7 年度提案項目素案に係る追加提案項目・意見（下記の提出資料（3））及び西日本ブロック協議会内における照会・協議事項等（下記の提出資料（4））がございましたら、併せてご提出ください。

記

1 提出期限

令和 6 年 10 月 11 日（金） ※メールにて提出してください。

2 提出資料

- （1）令和 7 年度提案項目における重点課題について（別紙 3）
- （2）令和 7 年度提案項目に係るアンケート調査票（別紙 4）
- （3）令和 7 年度中央省庁提案項目素案に係る追加提案項目・意見について（別記 1）
- （4）西日本ブロック協議会内における照会・協議事項等について（別記 2）

※ 別紙 3 及び別紙 4 は全内漁管連事務局から送付済み

3 その他

西日本ブロック協議会内における照会・協議事項等については、時間の都合上、書面による照会及び回答の取りまとめとさせていただく場合があります。予めご了承ください。

〔担当〕

島根県内水面漁場管理委員会事務局 新宅
（島根県農林水産部水産課内）

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

電 話：0852-22-5315／FAX：0852-22-5929

Mail：shintaku-yuji@pref.shimane.lg.jp

6 全内漁管連第 16 号
令和 6 年(2024 年) 9 月 5 日

全国内水面漁場管理委員会連合会会員 各位

全国内水面漁場管理委員会連合会
会 長 林 英 志
(公 印 省 略)

中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討
およびアンケート調査の実施について（依頼）

当連合会の運営につきまして、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、去る令和 6 年 8 月 23 日に開催された令和 6 年度第 1 回漁場管理対策検討会において、令和 7 年度に中央省庁へ提出する提案書の素案が別紙 1 のとおりとりまとめられました。

つきましては、別紙 2 「提案項目作成にあたっての考え方」に基づき、各都道府県漁場管理委員会において、令和 7 年度の提案内容を協議いただきますようお願いいたします。なお、次の提案行動では、特に優先的に解決を望む課題を重点課題としてより強く要望することを考えておりますので、重点課題にすべき内容についても別紙 3 を参考に協議をお願いします。

あわせて、別紙 4 のとおり、提案項目作成に係るアンケート調査を実施いたしますので、ご対応のほどよろしくお願い致します。

なお、「令和 7 年度提案項目に対する意見」、「令和 7 年度提案項目における重点課題について」、「令和 7 年度提案項目に係るアンケート調査」につきましては、各ブロック協議会の幹事県から別途送付される依頼文に従い、各ブロック協議会の幹事県に提出をお願いします。

【添付資料】

- ・別紙 1 令和 7 年度提案項目素案
- ・別紙 2 提案項目作成にあたっての考え方
- ・別紙 3 令和 7 年度提案項目における重点課題について
- ・別紙 4 令和 7 年度提案項目に係るアンケート調査
- ・別紙 5 【参考】令和 7 年度提案項目取りまとめスケジュール

全国内水面漁場管理委員会連合会事務局
(滋賀県農政水産部水産課漁政係) 佐野
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
TEL 077-528-3872 FAX 077-528-4885
E-mail gf00001@pref.shiga.lg.jp

(別記 1)

令和 7 年度中央省庁提案項目素案に係る追加提案項目・意見について

委員会名 _____

項 目	
追加 提案項目	
提案理由	
意 見	

(別記2)

西日本ブロック協議会内における照会・協議事項等について

委員会名 _____

照会先	全県 ・ () 県 ・ 全内漁管連 ・ 水産庁
照会・ 協議事項	
照会・ 協議理由	

※照会にあたっては、照会の背景、自県の状況を記入のうえご回答ください。

令和7年度提案項目における重点課題について			
回答県名：兵庫県		所属ブロック：中日本ブロック	
令和7年度提案項目素案 提案項目	小項目	各提案項目（Ⅰ～Ⅶ）内の小項目について、重点課題にすべきと考える小項目の選択欄に「○」を記入し、そう考える理由を右欄に記載してください。	
Ⅰ.外来魚対策		選択	理由
「○」は1つ	1	○	△△が近年問題になってきているから
	2		
	3		
Ⅱ.鳥類による食害対策		選択	理由
「○」は1つ	1	○	××は長年要望しているが改善されていないから
	2		
	3		
Ⅲ.魚病対策		選択	理由
「○」は1つ	1	○	・・・・・・・・・・
	2		
	3		
Ⅳ.河川湖沼環境の保全・啓発		選択	理由
「○」は4つ	1	○	・・・・・・・・・・
	2	○	・・・・・・・・・・
	3	○	・・・・・・・・・・
	4	○	・・・・・・・・・・
	5		
	6		
	7		
	8		
Ⅴ.放射性物質対策		選択	理由
「○」は1つ	1	○	・・・・・・・・・・
	2		
	3		
Ⅵ.ウナギの資源回復		選択	理由
「○」は2つ	1	○	・・・・・・・・・・
	2	○	・・・・・・・・・・
	3		
	4		
Ⅶ.内水面漁場管理委員会制度		選択	理由
「○」は1つ	1	○	・・・・・・・・・・
	2		

提案項目作成にあたっての考え方

中央省庁への提案活動については、全国の意見を総括するものであり、その内容は多岐に渡るものとなっています。また、内水面を取り巻く現状が厳しくなるにつれ、提案項目数についても平成 17 年度の 14 項目から平成 27 年度の 34 項目へと、増加の一途を辿りました。

このように内容が膨大になることにより、提案の趣旨がぼやけ、実効性に欠けるものとなるおそれがあるため適宜見直しを行い、令和 6 年度は 26 項目となっています。

これらは各ブロック協議会において協議し、必要に迫られて提案されているものであり、項目数を削減することは難しいことも実状です。

このことから、令和 7 年度の提案項目については「実効性のある提案」を方向性として進めるべく、各会員県及びブロック協議会においては次の事項についてご配慮の上、検討をお願いいたします。

1 要望すべき内容を精査するとともに、冗長な文章としない。

背景を詳述するなど、文章が肥大化することにより、趣旨がぼやけるおそれがあるため、簡潔なものとする。

2 個別の事案は盛り込まない。

広域的な影響がある、または全国的に普遍性がある事案について、提案項目とすること。

3 提案した結果に対する評価を行う。

成果が得られたものについては削除し、一定の成果が見られたものの、まだ課題が残る場合は、その点を具体的に記述し、提案すること。

令和7年度提案項目素案

別紙 1

提案書(前書き)

R6年度提案書	R7年度提案素案(8/23時点)
内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。 当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和6年5月31日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。 つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。 なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。	年度の時点修正 内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、<u>当</u>全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織で<u>あります</u>。 当連合会 <u>において</u>は、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題について <u>解決方策を検討しているところであり</u>、その実現に向け令和7年●月●日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。 つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。 なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。

I 外来魚対策について

R6年度提案書		R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、特定外来生物を生きたままの持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の同法改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者に対しても主務大臣による措置命令等ができるよう適用拡大するとともに、放流した特定外来生物の回収まで措置命令として命ずることができるようになりました。 また、特定外来生物は、平成28年10月1日にオオタナゴやコウライギギ等の1科10種1交雑種が、平成30年4月1日にガー科全種及びガー科に属する種間交雑種が指定され、規制対象種が拡大されました。 一方、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、法整備が進む中、令和5年度においても共同漁業権938件中418件で外来生物による被害が発生しております。 このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。		文章を一部整理するとともに、年度の修正及びアンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正 【趣旨】 平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、<u>生きた</u>特定外来生物を<u>生きたまま</u>の持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の<u>同法</u>改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にも<u>拡大して対しても主務大臣による措置命令等</u>ができるよう適用拡大するとともに、放流した特定外来生物の回収まで措置命令として命ずることができるようになりました。 また、<u>魚類</u>の特定外来生物は、<u>平成28年10月1日にオオタナゴやコウライギギ等の1科10種1交雑種が、平成30年4月1日にガー科全種及びガー科に属する種間交雑種が</u>令和6年7月1日までに<u>オオクチバス、ブルーギル等の26種</u>が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。 一方、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」に<u>よ</u><u>り</u>では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、<u>法整備が進む中</u>、令和5年度においても共同漁業権●件中●件で外来生物による被害が発生して<u>お</u><u>り</u>います。 このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が<u>刺網や定置網等様々な方法</u>で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。
R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案
1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる予算の確保拡充を図ること。	【農水省】 水産庁では、内水面水産資源被害対策事業において、平成24年度から国立研究開発法人・水産研究教育機構等に委託して効果的な駆除技術の開発を行っており、これまでに外来魚の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じた防除対策を実施する内水面漁業者等が参照し易いよう取りまとめた4冊のマニュアルを作成して配布、周知しています。これらのマニュアルは、水産庁及び全国内水面漁業協同組合連合会のホームページにて公開しており、加えて、これらのマニュアルを活用して外来魚駆除に取り組む内水面漁協を支援しており、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。	回答を受けて、文言を一部修正 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と <u>最新の知見を取入れた</u> 効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる <u>事業と十分な</u> 予算の確保 <u>拡充を</u> <u>図る</u> 講じること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案
	【国交省】 その生息状況については、私ども河川水辺の国勢調査においてその状況の把握に努めているところです。そして我々河川管理者としては、特に地元の市町村、あるいはその都道府県の関係部局等とも連携して、特定外来生物への対応に努めているところです。今後とも引き続きそのような連携をしながら対策に努めてまいりたいと考えています。 【環境省】 効果的な駆除技術等については、環境省では多様な主体により、オオクチバス等の効果的な防除が実施されるように、「オオクチバス等の防除の手引き」を平成21年に作成しておりまして、これを平成26年改訂したところです。現在も改訂を進めていますが、これを引き続き普及に努めてまいります。外来魚による被害状況については、環境省では主に生態系に係る把握に努めており、令和5年度には、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルという特定外来生物3種に関する生態系に係る被害の状況について、都道府県等からも情報収集を行いました。漁業に係る被害については、水産庁の方で把握されていると理解しております。 予算の確保についてですが、環境省では、特定外来生物について生態系等の被害の防止を目的として、地方公共団体、都道府県や市町村が実施する防除の事業に関して、特定外来生物法等防除対策事業といういわゆる交付金によって地方公共団体の支援を行っています。外来魚による生態系に係る被害を抑えるために引き続き予算確保に努めてまいります。また漁業被害の対策予算については別途水産庁で措置されていると理解しています。	
2	密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。 【農水省】 オオクチバスやブルーギルなどの特定外来生物については、特定外来生物法において許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命じることができる等の措置を講じておりまして、この内容については、都道府県及び関係団体に周知しています。河川や湖沼における特定外来生物の密放流は、漁業関係者のほか釣り人のような方々をはじめとする一般国民からの情報提供によって明らかになる場合が多いことから、水産庁ではリーフレットをリニューアルして、一般の釣り人の多く集まるイベント・講習会、あるいは全国の釣具店で配布するなど特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところです。引き続き環境省と連携しましてこれらの方々と関係団体の協力が得られるように外来生物法の普及・啓発を推進していこうと考えています。 【環境省】 これまで外来生物法の違反行為に係る情報が得られた場合には、管理者はその必要に応じて警察等と連携して適切に対処してきており、今後も同様に対処してまいります。また違法放流対策を目的として、環境省がオオクチバス等の防除をしている湖沼がありますが、そちらでは違法放流の防止のために、監視カメラの整備、注意看板の設置、普及啓発等を行っております。違法放流防止のためには、こういった取り組みに加えて、外来生物問題に関する一般の方の理解の向上や、取り締まりの強化、警察との協力体制の確保等が必要です。また市民の皆様目による監視も必要であり、効果的だと考えておりますので、引き続き地方公共団体、警察、民間企業、民間団体と連携して普及啓発に努めてまいりたいと思っております。漁業関係者におかれましては、情報等を入手されましたら、環境省の地方環境事務所や、水産庁、警察に積極的な情報共有をお願いします。	文言を一部修正 密放流行為を防止する禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を引き続き講ずること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案
3 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。	【農水省】 漁業権の設定されていないダム等において適切な外来魚駆除等が実施されるよう引き続き外来魚の防除対策を取りまとめたマニュアルの幅広い関係者への配布周知を進めてまいりたいと思います。また内水面漁業に被害を及ぼす外来生物の駆除については、関係する都道府県や内水面漁協等と連携し、内水面水産資源被害対策事業により対策を実施していきたいと考えています。 【国交省】 私ども河川管理者としては、河川管理上の支障となる場合に外来生物の防除や、あるいはその除去等に取り組んでいるところです。また地方自治体あるいは漁業協同組合の方々とも連携をしながら、注意喚起の看板や外来魚の回収ボックスの設置、そして外来魚対策に関する学習会や、その駆除のイベントの実施等に取り組んでいるところです。さらに平成25年の取り組みではありますが、河川における外来魚対策の事例集というものを作成して、ダムの管理者にも周知をしているところです。このようなことを進めながら引き続き取り組んでいくことを考えています。 【環境省】 令和4年の9月に閣議決定した特定外来生物基本方針において、施設の管理者はその施設を適切に管理する責任を有していますので、その特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のための積極的な取り組みが期待されると明記されています。これを踏まえ、ダムやため池等を含む施設の管理者の方に積極的に外来魚対策を行っていただけるよう、現在、「外来種被害防止行動計画」という、国、地方公共団体、事業者の方、ダム管理者の方いろんな方が、どのように外来生物対策をしていけばいいかということを書き記述している行動計画というアクションプランを、現在改定しております。その中にもしっかり書き込むことによって普及啓発をしていこうと考えています。 また外来生物が新たな水域で発見されたときの対応に関しては、漁業被害の対策であれば水産庁になりますが、生態系の被害は環境省として、生態系被害防止外来種リスト等による普及啓発等も行っています。 このように、生態系の被害の大きさに応じた対策をしていき、そして国民の皆様にも、よく周知していくということを考えています。	文言を一部修正 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。

Ⅱ 鳥類による食害対策について

R6年度提案書		R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。 また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。 更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和5年度の調査では共同漁業権938件中532件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。 このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。 つきましては、下記の事項について提案いたします。		カワウの個体数が増加している現状を踏まえ、文言を一部修正し、合わせてアンケート結果に基づき、被害件数を修正 【趣旨】 平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。 また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものますます深刻な問題となっております。 更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和6年度の調査では共同漁業権●件中●件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。 このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。 つきましては、下記の事項について提案いたします。
R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
1	カワウによる食害を軽減するため、「カワウ被害対策強化の考え方(平成26年4月農林水産省・環境省公表)」に基づき被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標を設定しているが、平成29年度以降リバウンドして増加傾向にある。 このため、これまでの取組等を評価検証して、令和6年度以降、より実効性のある中期目標を設定するとともに、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制のもと、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する具体的な指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。	回答を受けて、文言を一部修正 カワウによる食害を軽減するため、「カワウ被害対策強化の考え方(平成26年4月農林水産省・環境省公表)」に基づき被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標を設定しているが、平成29年度以降リバウンドして増加傾向にあるは達成できず令和10年度に見直されました。 このためことから、これまでの取組等を検証して、令和6年度以降、より実効性のある中期目標を設定するとともに、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制のもと、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する具体的な指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。で判明した課題(銃器使用の制限緩和など)への対策を図ることで、カワウの個体数を調整・管理をするより実効性のあるカワウ対策を国主導で推進すること。 また、既存の広域協議会と連携した全国的な体制のもと、カワウ対策の具体的な方針を策定し、国の十分な支援のもとカワウの駆除等を進めていくこと。

2	サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。	【農水省】 水産庁では平成29年度より先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業を実施しています。本事業では、効果的なカワウ被害対策の一環としてドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、河川にテグスを張ること等による漁業被害防止対策等の技術について、マニュアルとして取りまとめ、水産庁ホームページで公表するとともに、全国に配布しているところです。このような技術情報の一部はサギ類等にも活用可能であると考えています。 【環境省】 サギ類の生息状況については、環境省の生物多様性センターというところがあり、こちらで全国で鳥類繁殖分布調査等を実施して繁殖状況を把握しています。ちなみ傾向としてはアオサギにはかなり拡大し、一方でコサギやアマサギはほどほどだと承知しています。内水面漁業被害防止の対策については水産庁において行われるものと考えております。	R6年度と同文 サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。 また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。
3	健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。	【農水省】 水産庁ではカワウ等の食害による漁業被害の軽減・防止を図るため、内水面水産資源被害対策事業のうち内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行っています。今年度においてもカワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.4億円を措置しているところ、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたいと思います。 【環境省】 内水面漁業被害防止の対策については水産庁において行われるものと考えております。	R6年度と同文 健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。

Ⅲ 魚病対策について

R6年度提案書	R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病的の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されます。 しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いています。 同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。 また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	文言を一部修正 【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病的の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定(令和2年12月最終改正)され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されます図られました。 しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年には国内で初めて確認されたエドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されている確認されるなど、予断を許さない状況が続いています。 同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場においてで漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。 また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

R6年度提案		回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
1	アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。	【農水省】 平成23年12月にアユ疾病に関する防疫指針を策定していきまして、それに基づいて天然の河川湖沼での病原体の蔓延防止、養殖場における疾病の被害の防止の対策を講じてきているところです。また食品安全政策課というところの事業になりますが、安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業という事業がありまして、そこで国内主要養殖業の重要疾病のリスク管理技術の開発というテーマで令和元年から5年まで研究事業をやっています。アユだと異形細胞性鰓病の診断治療マニュアルの改訂や、ラッシュ病の診断マニュアルみたいなものも作成して、本年7月末以降事業のクローージングに手間取るとちょっと遅くなるかもしれませんが、ホームページに公表する予定にしているところです。 冷水病につきましては令和5年に天然水域で18都道府県、養殖場では12都道府県で発生しています。平成13年から15年ごろのピークに比べれば低減しているものの、近年は下げ止まりつつあると承知しています。またエドワジエライクタルリ感染症につきましては、令和5年ですと天然確認6件、アユ放流事業で2件、養殖場1件で保菌が確認されていきまして、引き続き発生状況を注視していく必要があると考えています。河川環境中での保菌開始時期や感染源に関する知見等については平成31年度より魚類防疫技術等を取りまとめていまして水産資源保護協会のホームページで公表しているところです。 冷水病およびエドワジエライクタルリ感染症の治療薬は平成29年にフロルフェニコール製剤の効能拡大が承認され、現場でお使いいただいているものと承知しています。環境DNA技術解析などの技術を用いた河川内での原因菌の時空間的な変遷や分布の把握については、また関係県と議論を深めてまいりたいと考えています。	文言を一部修正 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に引き続き実施すること。 さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病等の病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。
2	KHV病発生から20年が経過している。感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって速やかに基準を示すこと。	【農水省】 KHVの近年の発生件数は、我が国で初めてKHVが確認された当時に比べて大幅に減少しているところです。令和5年においては、既発生水域の養殖場から66施設の養殖場や加工場に818tの食用コイが移動したと承知しています。また関係都道府県からの要望を受けて、平成30年度より国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所において、コイ放流試験技術連絡協議会が設置され、放流再開に向けたデータ収集のため、関係県による未感染魚を用いた既発生河川での暴露試験が行われています。放流再開に向けて継続して知見の収集を行うことが必要であると考えており、状況を注視していきたいと思っています。 ただ未報告水域や陰性確認水系の蔓延防止のため今後も関係の皆さんにおかれましては、県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移植・持ち出しの禁止等、蔓延防止措置の徹底をお願いします。	文言を一部修正 KHV病発生から20年が経過していることから、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって速やかに基準を示すこと。

3	現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。	【農水省】 農林水産省では、水産用医薬品の開発・実用化を促進するために水産防疫対策委託事業によって研究段階での基礎的な試験等を実施するとともに、希少疾病等動物用医薬品実用促進のための動物用医薬品対策事業、養殖業成長産業化提案公募型実証事業により開発段階での承認申請の資料作成に必要となる試験等の取り組みを進めているところです。去年の7月に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取り扱いについて」との局長通知を改正し、承認できるワクチンにDNAワクチンやサブユニットワクチンといった新しいタイプのワクチンを追加したところです。 さらに、魚種をまとめたワクチンの承認についても検討してまいりますし、作りたいと考えています。	回答を受けて、文言を一部修正 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品の開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。では進みにくいことから、既存医薬品の効能拡大による承認や承認可能な新たなワクチンの追加等制度が改正されました。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。 しかしながら、内水面漁業で扱う魚種は少ないため、使用可能な医薬品も非常に少ない現状にあり、効能拡大による医薬品の頻回使用は薬剤耐性リスクもあることから、使用可能な多種の医薬品及びワクチンが早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。
---	---	--	--

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

R6年度提案書	R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。 また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。 このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	文言を一部修正 【趣旨】 平成9年にの河川法が改正されで、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、また、平成令和3年6月には森林・林業基本計画が、更に平成令和4年3月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されておいます。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。 また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正されで、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されておいます。 このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る河川湖沼環境の保全については、当連合会がこれまで行ってきた提案内容であり、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれており、今後、関連施策と連携した推進が必要となります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について林業関係者への指導・啓発及び漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の対策を引き続き行うこと。 また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけでなく魚類の生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。	【農水省】 森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。また、造林・間伐等の森林整備や土砂の崩壊・流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進するための予算措置をしているところです。また林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において、森林整備保全を行う漁場保全の森作り事業にも取り組んでいるところです。さらに森林計画制度のもとで市町村が策定する市町村森林整備計画における山地災害防止機能、土壌保全機能や森林涵養機能など重視すべき機能に応じたゾーニング、伐採造林届け出制度に基づく指導、森林経営計画の認定等により適正な造林、保育・伐採等の森林施業を確保しています。 伐採造林届け出制度においては令和4年度より適正な伐採と更新、更新というのは木を伐った後、また改めて苗木を植えて森作りを行うことですが、それらの確保のため伐採後の報告の追加等に取り組んでいるところです。加えて、漁場の方に土砂および流木等の流入が発生した場合には、まずは河川管理者へご相談していただきたいところですが、水産庁の事業である水産多面的機能発揮対策事業での対応も可能です。今後ともこれらの事業の推進や適切な運用により森林の有する水源涵養機能の維持増進および土砂や流木の流出防止の対策に努めていきたいと考えています。 【国交省】 河川管理者として総合的な土砂管理、適正な維持流量の確保そして多自然等の取り組みを引き続き進めていきまして、河川環境の保全にこれからも努めていきます。また河川管理上支障となる場合においては土砂および流木等の除去に努めているところです。 河川環境にとって望ましい流量の確保に向けては、河川流況のモニタリングを継続的に実施するとともに、ダムから正常な流水の正常な機能を維持するための補給を行っている。またそれに加えて必要に応じて関係機関と連携して、水利用の調整に取り組んでいるところです。さらに一部のダムにおいてはダムの下流河川の環境改善を目的として、地元の関係者、学識者等から成る検討会を設置の上、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で調節容量の一部に流水を溜めまして、それを効果的に放流するという弾力的な運用を実施しているところです。こういった取り組みを引き続きモニタリング、様々な検討を踏まえながら進めていくところです。そしてもう一つ、我々を取り巻く状況もいろいろ変化が出てきている、気候変動しかり、かたや例えば民間企業のようなところが最近、環境問題に非常に熱心に取り組み始めているところもあります。そういった状況の変化を踏まえて、今後さらにこの河川環境全般についての取り組みを強化していくことを目指して、今年の2月から生物の生息・生育・繁殖の場所としてもふさわしい河川整備のあり方について検討会を開催して、この5月に、その有識者による提言を取りまとめていただいたところです。その提言には、河川環境を今後より良くしていくためのことを全般的なことが書かれており、これを踏まえて、我々としても河川環境全体の総合的な取り組みを強化、加速化していきたいと考えているところです。	文言を一部修正 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について林業関係者への指導・啓発及び漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発等の対策を引き続き行うこと。 また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけでなく魚類の生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。 特に水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等については、毎年3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。速やかに国は水産生物への影響を的確に調査するとともに実効性のある対策を講じること。	【農水省】 徐放性肥料であるプラスチック被覆肥料については、使用後の被覆殻が圃場から流出し、河川に流出することにより環境汚染の要因になっているという点については承知しています。これに対応し、全国においてプラスチックの流出実態調査を実施してきたところですが、令和5年度にも、同様の実態調査を実施しており、一定程度の成果が得られています。これに加えて、全農等をはじめとした事業関係団体が、2030年までにプラスチック被覆肥料に頼らない農業に方向転換することを目指し、達成に向けた取組内容を公表しており、我々としても技術の周知や、現場への取組について後押しをしたいと思います。 農業取締法に基づき登録された農薬による魚類などの水生生物への影響については、環境省が担当しますが、河川等の水生生物に被害が生じないよう、登録基準というものを設定しておりまして、それに基づいて管理しているところです。定められた使用方法を守って農家が使用していただく限り、問題が生じることはないものと考えています。なお農業取締法において、最新の科学的知見に基づきまして全ての登録農薬の安全性を定期的に再評価する制度を導入して、現在、順次再評価の手続きを進めているところです。この再評価の中で、魚類などの水生生物への影響についても改めて評価を行うこととなっています。再評価の結果に基づき、農薬の安全性の一層の向上を図ってまいります。 【環境省】 陸水生生物の保全に関する環境基準や排水基準の設定については、科学的な知見等の収集に努めて検討してまいりたいと考えているところです。特に湖沼については、ずっと有機汚濁の影響があります。有機汚濁の指標としてCODというものが使われておりますけれども、環境基準達成をした水域は最新の情報で5割であり、河川の9割、海域の8割と比べて低いような状況です。また湖沼については閉鎖性水域だという事情もありますので、窒素・リンによって富栄養化しやすいという状況があると認識しています。アオコ等の発生によって水道の異臭や水産物の被害等大きな支障が生じています。このため平成28年3月に、底層を利用する水生生物の個体群の維持、場の保全再生を目的とした底層溶存酸素量(底層DO)の基準を新しく湖沼や海域の環境基準項目として設定しまして、これまでに複数の湖沼や海域で類型の指定をしたところです。引き続き関係機関と連携して、生物の生息環境評価や維持回復を目指すような施策を水域ごとに地域の特性に応じて実施したいと考えています。 農薬については、農業取締法に基づき、定められた方法で使用した際の人の健康、さらに環境に対する安全性が確認された上で、農林水産大臣による登録を受けなければ販売等ができない。そういった制度の中で我々環境省は、環境保全の観点から個別の農薬について魚類、甲殻類等、藻類等のいわゆる生活環境動植物への影響について、科学的に評価した上で登録を完了判断する基準というものを定めています。また現在既に登録されている農薬について、その最新の科学的知見に基づく再評価を順次進めているところであり、引き続き農薬の安全確保に努めていきたいと考えています。 徐放性の肥料等被覆膜としてのプラスチックについて、環境省ではその流出実態を把握するための研究の支援をすると同時に、河川で調査を行っています。ただ我々が調査できる地点には限りがあるので、河川のマイクロプラスチックの調査のガイドラインを作成し、今年から地方の環境研究所等でやってもらえるよう研修事業を行い、それぞれの地域で実態把握してもらえるような工夫をしています。こちらも引き続き研究の支援と調査、調査を促進する取組をしていきたいと思っています。	文言を一部修正 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。 特にまた、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等については、毎年3月から6月に濁水とともに公共水面に流出していることを踏まえて、速やかに国は水産生物への影響を最新の知見に基づき的確に調査評価するとともに実効性のある対策を講じること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
3 大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを進め、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。	【農水省】 土地改良事業によって河川工作物である頭首工の新設または更新を行う際に、土地改良法に定められた環境との調和への配慮、これを踏まえて、当該河川に生息する魚類等の遡上・降下できるよう魚道の整備に努めてまいります。また魚道が未整備、または設置されているけども河川の流木・損傷、河床の低下などによって、魚類の遡上に障害になっているような頭首工に関しては都道府県等が行う魚道整備に対して支援を行っているところです。災害復旧を行う際には自然の保全に配慮したという工法によって復旧することが可能であり頭首工を原形復旧することが、魚類の遡上に影響を与える場合には魚道の新設することが可能となっています。今後とも水生生物の生育に適した環境が保たれるよう、関係者との意見交換を行い、これらの取り組みを進めてまいりたいと考えています。 【国交省】 今の河川行政の中では、この近年の頻発化、激甚化する水災害を踏まえて、治水に関する計画については、将来の気候変動を考慮した目標値を設定して、対策の強化を図っているところです。今その計画の見直しも順次進めているところでございます。当然その河川整備や改修の実施にあたっては、これまでも当然取り組んできたことでありますが、魚類にとっても良好な河川環境となるように、川が本来有している生物の生息繁殖環境を保全、創出するということで、多自然川づくりを進めているところです。 また災害復旧事業におきましても、多自然川づくりということで、美しい山河を守る災害復旧基本方針を定めまして、その運用を図っているところです。引き続き学識経験者や地域の関係者のご意見も踏まえながら、この多自然川づくりを通じて、生物の生息を見つつ、繁殖環境の保全に取り組んでいきたいと考えております。	回答を受けて、文言を一部修正 近年の気候変動で大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるようにに配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを強力に進め、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。
4 オオカナダモ、ミズワクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。	【国交省】 河川管理者としては、河川管理上の支障となるという場合に外来植物の防除、除去に取り組んでいるというケースがございます。引き続き地元の市町村ですとか、あるいは都道府県関係部局と連携しながら、その外来植物への対策に取り組んでいく所存です。 【環境省】 オオカナダモ、ミズワクチビルケイソウ、カワシオグサについては、特定外来生物の指定を受けておりませんで、現時点で環境省が直ちに何らかの対策を取るということは困難です。ただオオカナダモについては「生態系被害防止外来種リスト」に含まれており、これにより、捨てない、広げないという適切な行動を広く国民の皆様と呼びかけています。最近だと皆様ナガエツルノゲイトウとかオオバナミズキンバイこういったものを結構気にされていると思いますが、「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」を作って、それを最近更新したものがホームページに載っていますが、こういったものも、皆様に活用いただいています。	文言を一部修正 オオカナダモ、ミズワクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖拡大は、河川湖沼の在来生態系への脅威となるのみならずだけでなく、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題である深刻な問題となっている。 このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除除去・防除方法の開発とを進め、その異常繁殖拡大の防止に努め向けて、関係者と連携して除去対策を講じること。

R6年度提案		回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
5	多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。 特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。 また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。	【国交省】 各河川事務所におきまして水生生物調査や水質調査等によって現地の学習の機会を提供しているところ。引き続き子供たちが河川で学ぶ機会をもてるように関係機関と連携しながら取り組みを進めていく所存です。また河川管理上必要な場合、アクセスしやすさということですが、関係機関と連携をしながら、河川管理用通路や、あるいはスロープの整備等の水辺にアクセスしやすいような環境の整備にも引き続き取り組んでいきます。河川の利用マナーについては、パンフレットによる啓発や巡視による対策を行っていくという状況です。 【環境省】 昨年6月からアカミミガメとアメリカザリガニを条件付き特定外来生物に指定しました。これによってアカミミガメとアメリカザリガニに対する国民の関心が高まっています。これを好機と捉えまして、我が国本来の自然環境の価値や、これら特定外来生物がもたらすような問題、または、どういうふうに適切に取り扱うのか、こういったことを引き続き発信していきたいと思っています。具体的には、チラシやイベント、さらに管理所のWebサイトそしてYouTubeといったSNSです。インフルエンサーとかYouTuber等の影響力の大きい人と一緒に、アメリカザリガニ、アカミミガメ最後まで死ぬまで飼いましょう、獲って来た場合には飼ってもいいけれども絶対逃がしてはいけない、広めてはいけないと、こういったことを普及啓発する等のことを、様々な方々と連携して行っておりますので、こういったことで今後もやっていきたいと考えております。	文言を一部修正 多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。 特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。 また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。

R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
	【文科省】 豊かな環境を維持創出しながら、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが重要だと考えています。このため文部科学省においては、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」およびその基本方針があります。これらの趣旨に基づきまして、環境省を初めとする関係省庁との連携を図りながら、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な政策に取り組んでいるところです。大きな動きとして、基本方針の改定を、関係省庁と行っており、この中で、自然体験活動の重要性について改めて認識して強調しています。加えて、体験活動の推進を含めた環境教育の推進に関する事務連絡を同日に発出をしました。環境教育や周知啓発が重要だと考えていまして、メルマガ等の活用、都道府県・指定都市教育委員会の環境教育の担当に対する情報提供を行っています。さらに関係省庁の環境担当部局に対する説明会等に文部科学省が参画してのESD教育(持続可能な開発のための教育)等、環境教育に関する様々な周知に取り組んでいるところです。引き続き皆様方のお話を伺いながら関係省庁と連携した環境教育の取り組みをしっかりと進めていきたいと考えています。 学校における体験活動については、学習指導要領の総則において、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さの重要性などを実感しながら、理解することができるよう各教科などの特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しています。また自然環境保全や外来生物につきまちは、例えば中学校理科の学習指導要領において、身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識することと規定していきまして、その内容の取り扱いとして気候変動や外来生物についても触れることとしています。さらに環境省において、学校や地域での環境教育を実践推進するリーダーとなる教職員等を養成するための研修を実施しておりますが、文部科学省におきましてもその事業の周知を協力しているところでございます。また学校におけるアカミミガメやアメリカザリガニの取り扱いなどの外来生物の取り扱いにつきまちは、環境省が所管する「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」が改正されたことを踏まえて、令和5年5月に文部科学省からも事務連絡を発出したところです。引き続き学習指導要領の趣旨内容の周知徹底を図りつつ関係省庁とも連携しながら環境教育の推進に取り組んでまいりたいと思います。	

R6年度提案		回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
6	濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。 一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させている。ダム設置者が主体となって河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。	【農水省】 農林水産省の所管ダムでは、下流河川への放流にあたって、定期的な濁水調査の実施に加え、必要に応じて選択取水などを行っているところです。引き続き地元関係者とも協議しつつ、設備の運用の改善や、追加的な設備の必要性を検討するなど、適切に対応していきたいと考えています。 【国交省】 国交省所管ダムにおいては、必要に応じて対策設備を設置して、特にその洪水の後においては濁水の調査を行ってきています。引き続き地元の関係の皆様と協議をしながら、設備の運用の改善、あるいはその追加的な対応を検討する等、適切に対応していきたいと考えています。 河床の低下やアーマー化に関しても、ご指摘をいただいています。下流の関係者との調整をしっかりと図っていきながら、ダムの堆積土砂の下流への置き土等による土砂還元の取り組み等を進めているところであり、引き続き取り組んでいく所存です。河川の生物に関しては、ダムの下流も含めて河川水辺の国勢調査においても、モニタリングに努めていく所存です。	アユだけでなく、水生生物全般にかかる文言とするため、文言を一部修正 濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。 一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させている。ダム設置者が主体となって河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。
7	天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明すること等により、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。	【農水省】 水産庁では令和5年度から資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業において海洋生活期に着目したアユの遡上量予測技術の開発等を進めています。また浜の活力再生成長促進交付金により都道府県水試が実施するアユの遡上量調査等を継続的に支援しています。引き続き、世の中のニーズや研究現場からの提案を踏まえつつ、必要な予算を確保し、調査研究を進めてまいります。	文言を一部修正 天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、により資源量の増減メカニズムを解明するのと等によりを図り、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。

R6年度提案		回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
8	気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。	【環境省】 環境省においては、気候変動適応法に基づきまして、最新の科学的知見を踏まえて、概ね5年ごとに、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成することとしていまして、直近では令和2年12月に公表しました。気候変動の影響の評価については、例えば、農林水産業分野ですとか、健康分野等7分野を対象にしており、次期の影響評価に向けては、内水面漁業も含む農林水産業への影響に関する論文等の科学的知見の収集・整理等を今進めているところです。次の気候変動影響評価の取りまとめについては、令和7年度の冬頃を予定しております。	文言を一部修正 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を早急に進め、その適応策について検討を進めること。

V 放射性物質による汚染対策について

R6年度提案書		R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。 当該原子力事故による放射性物質の拡散が、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。 淡水魚で、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。 特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。 このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。		文言を一部修正 【趣旨】 平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。 当該原子力事故による放射性物質の拡散が、10年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。 淡水魚で、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。 特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。 このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。
R6年度提案	回答、状況等	R7年度提案素案(8/23時点)
1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。	【農水省】 水産庁では原発事故直後から淡水域と海域の両方で水産物中の放射性物質の検査を実施しています。その検査結果については、水産庁ホームページで掲載しています。掲載に加え、2番でも御提案いただいているとおり、様々なイベントなどがあった際には機会をいただき講演などを行い、一般の方に対し検査結果の周知を行っています。周知を継続する理由は、原発事故直後の状態で情報が止まってしまっている方もいらっしゃるため、そういう方々に現在では放射性物質の濃度は減少しており心配はない旨の情報発信を続ける必要があると考えているためです。降雨等による影響把握については、環境省が実施していると思いますが当然魚だけではなく、餌生物についても研究の対象として放射性物質の濃度の測定を実施しているところです。今後とも関係自治体と連携し、放射性物質の実態把握と、安全な水産物の供給に万全を尽くしてまいります。 【環境省】 淡水魚類については国際放射線防護委員会という科学委員会が定める考え方に従って、メダカについて放射線の影響調査を実施しています。最新の調査では放射線影響を懸念する必要性は低いと考えられる程度の数値になりましたが、影響を長期的に把握するための調査を今後も実施してまいりたいと考えております。	R6年度と同文 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。

2	河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。	【農水省】 国民に分かりやすい説明の前段は環境省が回答すると思いますが、水産庁としてもしっかりと丁寧に正確な情報の発信に努めていきたいと思っています。またその検査結果については河川や湖沼の内水面だけではなく海でも水産物中の放射性物質の濃度は、時間の経過とともに減少している状況です。ただし、福島県の一部についてはまだそうになってないところもあるものの、水域における検査結果を積み上げれば出荷制限や出荷自粛の解除は可能であると思っており、栃木県の中禅寺湖では県から相談を受け、解除に向け一緒に取り組んでおり、引き続きモニタリングをよろしく願っていたと思っています。漁業の再開に向けては、特に福島県では再開できていないところがありますが、他の地域では放射性物質の濃度は減少しているので出荷制限の解除や漁業を再開したいという要望がありましたら我々に相談いただければと思っています。 【環境省】 河川と湖沼の環境中の放射性物質ということですが、河川と湖沼ということにつきましては一般的に水の遮蔽効果というものが考えられています。大体1mの深さで99.9%、その遮蔽ができるということ。こういったこと遮蔽効果があるということから、その周辺の空間線量への寄与は小さいということがわかっています。つきましては、その放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の対象としてはなっていないというのが今の状態です。WEBサイトで、そういった水の遮蔽効果について解説を掲載する等してしまして、これまでも情報発信をしてきているところではありますが、今後も問い合わせ等があれば、必要な説明を進めていきたいと考えています。	R6年度と同文 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。
3	淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、継続して知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。	【農水省】 既往の研究としては淡水魚の体内の塩類が、海の魚に比べて高くなっており、そのため海水魚よりも、放射性セシウムを排出しにくいという性質を持っています。国立研究開発法人の水産研究・教育機構が行った淡水魚が汚染されるメカニズムの研究ですが、これは魚の筋肉中のセシウムの測定濃度は、餌の濃度以上に上がらないということでしたり、非汚染環境下で飼育することで徐々に回復する、河川ではダムと比較して放射性物質が滞留しにくくなっていることが分かっています。魚類の放射性物質の濃度は低下傾向にありますが、空間線量が高い渓流域では、周辺の陸域からの影響を受けて、比較的高濃度の魚類が確認されています。森林を除染するのはなかなか難しく、そこから供給される昆虫などのエサを食べることによって、その溪流の魚の放射性物質の濃度が高いというのがまだ福島では見られています。 水産物における放射性物質の移行や排出機構の解明については、水産研究・教育機構が研究を行っており、漁業の再開に向け出荷制限解除について関係自治体とも連携して対応しています。研究成果については御協力いただいた団体に報告していますが、先ほども話をさせていただいたとおり、情報発信に力を入れて、研究成果の発信も含め対応していきたいと考えています。	回答を受けて、文言を一部修正 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、継続して<u>引き続き</u>知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業・<u>流通・消費</u>の各段階現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を<u>積極的かつ</u>早急に検討すること。

VI
 ウナギの資源回復について

R6年度提案書		R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。 ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。 このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。 また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。 内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。 放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。		回答を受けて、一部修正 【趣旨】 内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。 ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。 このような中、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行されでは、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制が導入やされ、令和2年12月の漁業法改正により、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされたほか、うなぎ養殖業管理団体の設立などにより全国的な資源管理の取組みが進められているところです。 また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。 内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。 放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功し、生産技術は着実に進んでいます。が、未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。
R6年度提案書		R7年度提案素案(8/23時点)
1	ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。 また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。	R6年度と同文 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。 また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。

2	シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。	【農水省】 シラスウナギの流通の透明化の推進と違法採捕に対する対処についてです。シラスウナギの資源管理につきましては、採捕者に対して、採捕数量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合にはその出荷先に出荷することの義務付け、これらのことを都道府県に対して助言しているということです。採捕数量の報告徹底されるように、正しく報告をしなかった者に対しましては、翌年漁期の許可の優先順位を劣後させる等の処分を強化するよう記載しています。加えて、未報告を発生させる要因の再点検等につきましても、都道府県に検討をお願いし取組の強化を図っています。また、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の採捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書の発行、あるいはワッペンや帽子など現場で確認できるものの着用の義務化などを求めているところです。改正漁業法におきましては、許可や漁業権に基づかず特定水産動植物の採捕を行った場合の罰則が3年以下の懲役または3千万円以下の罰金と大幅に強化され、シラスウナギについては令和5年12月から適用されているところですが、密漁防止対策につきましても各都道府県、海上保安庁、警察庁等の関係機関が関係漁業者と連携して情報共有、漁業者による監視、パトロールなどの総合的な対策を行っているところです。引き続きこのような総合的な密漁対策に取り組んでいきたいと考えています。さらに、令和7年12月から水産流通適正化法がシラスウナギに適用されることになって、この法律による漁獲番号や取引記録の伝達などの義務が円滑に履行されるように利便性が高いトレーサビリティシステムを設計、現在開発を行っているところです。引き続き、トレーサビリティシステムの開発及びシラスウナギ流通関係者へのシステムの普及、制度の周知に努めてまいります。これらの対策の浸透を図って、シラスウナギの流通の透明化、そしてウナギ資源の管理に取り組んでまいりたいと考えています。	回答を受けて、文言を一部修正 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるがことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関との連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進するを進めること。
3	来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。	【農水省】 水産庁では以前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っています。令和2年度からは資源回復のための種苗育成放流手法検討事業を実施し、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握や産卵回遊の期待できるニホンウナギの作出等の課題に取り組んでいるところです。引き続き関係者と連携しつつ、適切な放流手法の確立等に取り組んでまいります。	R6年度と同文 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。
4	シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。	【農水省】 ウナギについては平成26年度から水産庁委託事業によりまして、人工種苗の大量生産技術の開発を行っているところです。本委託事業を実施するコンソーシアムに委託していますが、その中には静岡県、愛知県、宮崎県、鹿児島県の各水産研究機関にも加入していただいております。水産機構から親魚養成や種苗飼育についての技術普及を行ってきたところです。そういった状況で、社会実装に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えています。	文言を一部修正 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度の堅持について

R6年度提案書		R7年度提案素案(8/23時点)
【趣旨】 内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。 一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。		R6年度と同文 【趣旨】 内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。 また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。 一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。 つきましては、下記の事項について提案いたします。
R6年度提案書		R7年度提案素案(8/23時点)
1	内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。	R6年度と同文 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。
2	独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。	R6年度と同文 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。

回答都道府県：

令和7年度提案項目に係るアンケート調査

令和7年度の中央省庁提案項目の作成にあたり、項目選定の方向性については、毎年、漁場管理対策検討会での協議の後、各ブロック協議会において再協議をお願いしております。

各ブロック協議会で検討するにあたり、各都道府県の状況を相互に把握した上で議論することがより実効的であるため、今年度も昨年度に引き続き提案項目に関連するアンケート調査を実施したく、以下のアンケート調査票への記入をお願いいたします。

また、調査対象期間は、特に断りのない限り、令和5年6月1日～記入日としてお願いいたします。

なお、本アンケートの集計結果は提案行動に先立って、中央省庁に情報提供いたしますので、ご了承ください。（集計結果の共有は、会員県及び中央省庁限りとし、外部への公表は行いません。）

I 外来生物について

「外来生物」とは、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」を指し、国内からの移入生物は含みません。

- ① 外来生物による被害報告のあった共同漁業権件数について、記入例を参考に下表へ記入願います。

都道府県名	報告のある漁業権件数	共同漁業権総件数	特定外来生物										その他の外来生物等										備考	
			オオクチバス	コクチバス	ブルーギル	チャネルキャットフィッシュ	カタヤシ	ウシガエル	カミツキガメ	アリゲーターガー	ミシシッピアカミミガメ	アメリカザリガニ	その他	ブラウントラウト	ソウギョ	カムルチー（フナギョ）	タイリクバラタナゴ	ワニガメ	ホテイアオイ	オオカナダモ	コカナダモ	ミズツタクチビルケイソウ		カワシオグサ
〇〇県	(1)30	50	30	30	20		1				12	2										(1)		
鹿児島県	(7)6	16	(3)7		(2)7		(1)																(3)	

※ 第1種・第5種共同漁業権ともに記入願います。

※ ()数字は非共同漁業権漁場の報告件数としてください。

※ ブロック協議会開催県は各ブロック内での件数の合計数を確認してください。

※ 特定外来生物による記入を中心とし、その他の外来生物については、各都道府県で特筆すべき被害があるものについて記入願います。

※ 特定外来生物及びその他の外来生物でその他に該当する場合、種名等について記入願います。

特定外来生物 ()

その他の外来生物（ナイルティラピア、ソードテール

)

- ② 把握している外来生物対策について、課題あるいは問題点があれば記述願います。

対象魚種	主な実施団体 又は事業名	特別 採捕の 有無	駆除方法及び効果	課題あるいは問題点
ブラック バス ブルーギ ル ティラピ ア	事業名：内水面資源 保全対策事 業 財源：県 1/2, 地元 1/2 事業主体 ・広瀬川漁協 ・県内水面漁連 ①川内川漁協 ②川内川上流漁 協 ③川辺広瀬川漁 協	無	方法：釣り、投網等 効果 ・広瀬川漁協 バス： 815 尾 ギル：6,324 尾 ・県内水面漁連 バス： 14 尾 ギル：23,367 尾 ティラピア： 974 尾 ※ 3 漁協合計 ※ R5 実績	・長年継続して駆除活動に 取り組んでいるが、1 度 に大量に駆除することが できない。 ・駆除活動にはマンパワー を必要とする。 ・効果的な駆除手法が確立 されていない。

- ③ 外来魚の再放流（キャッチアンドリリース）の禁止について、都道府県や市町村、各内水面漁場管理委員会等で規制を設けていれば記述願います。

規制の根拠 (条例、委 員会指示 等)	対象魚種	区域	制定時期	効果及び 課題と問題点
蘭牟田池自然公園施設 条例	ブラックバ ス、ブルー ギル等の外 来魚	蘭牟田池	平成18年	平成8年にベッコウトンボの生 息地保護区に指定。 平17年にラムサール条約の登 録湿地に指定 淡水水族館における釣り具の貸 出、外来魚回収ボックスを設置

- ④ 令和5年6月1日以降に行った、外来生物に関する新たな取組み等について、あれば自由記述願います。（密放流の防止策、外来生物飼育にあたってのマナーの周知方法、採捕された外来魚の回収事例等）

Ⅱ 魚病について

- ① アユ冷水病、エドワジエラ・イクタルリ症、異形細胞性鰓病、KHVの発生状況について、下表左欄に発生件数を、右欄に近年の傾向について自由記述願います。

		R3	R4	R5	近年の傾向について
冷水病	天然水域	0	0	0	H26～R3 までは冷水病による斃死の報告はなかったが、令和4年4月に稚アユ1件で発生を確認した。
	私有水面	0	1	0	
エドワジエラ・イクタルリ症	天然水域	0	0	0	近年は天然水域でのエドワジエラ・イクタルリ感染症による斃死は発生していない（持ち込み・報告なし）。 平成29年4月20日・25日に県内内水面漁協の放流用稚アユ（天然種苗）の出荷前検査で陽性を確認した。
	私有水面	0	0	0	
異形細胞性鰓病	天然水域	0	0	0	本県において天然水域、私有水面ともに異形細胞性鰓病による斃死の報告はない。
	私有水面	0	0	0	
KHV	天然水域	0	0	0	近年は天然水域でのKHVによる斃死は発生していない。
	私有水面	0	0	0	

- ② KHV対策に関して、まん延防止のための委員会指示、関係者への巡回指導及び注意喚起、県HP等による広報活動のほかに、新たな取り組みとして実施していることや、今後の方向性について、あれば自由記述願います。

なし

Ⅲ 鳥類による食害対策について

- ① カワウの生息数と被害額について実態を把握していますか。
把握している場合には下表に概数等を、把握していない場合には実感について、記入又は選択回答願います。

	実態を把握している場合			実態を把握していない場合
	R3	R4	R5	
生息数	不明	不明	不明	R5.6月以前と比較して A：増加傾向 B：変化なし C：減少傾向
被害魚種	アユ, オイカワ, ウグイ, ウナギ, コイ, フナ	アユ, ヤマメ, オイカワ, カワムツ, ワカサギ, ウグイ, ウナギ, コイ, フナ, カマツカ	アユ, オイカワ, ニジマス, ウグイ, シラスウナギ, コイ, フナ, ワカサギ, ハヤ, カマツカ, エビ・カニ類, リュウキュウアユ,	
被害額	不明	不明	不明	R5.6月以前と比較して A：増加傾向 B：変化なし C：減少傾向

- ② カワウ対策について、駆除又は追い払いを実施している場合は、下表に記入願います。

	R3	R4	R5
事業名	内水面資源保全対策事業	内水面資源保全対策事業	内水面資源保全対策事業
実施主体	広瀬川漁協	広瀬川漁協	広瀬川漁協
実施内容	花火による追い払い	花火による追い払い	花火による追い払い
駆除数	カワウ：2,360羽	カワウ：1,525羽	カワウ：1,575羽

- ③ ②で駆除又は追い払いを実施している場合、その成果について、回答願います。
(複数回答可)

- A：駆除又は追い払いにより一定の成果を挙げている。
B：駆除又は追い払いをしているが被害の減少には至っていない。
☒ C：効率的な駆除手法が確立できていない。
D：思うような対策を実施するだけの財源が不足している。
E：単県よりも広域的な単位で対策を講じる必要がある。
F：その他（自由記述）

- ④ カワウ広域協議会について、貴都道府県の状況について回答願います。（複数回答可）
 A：広域協議会に参加している。
☒ B：広域協議会に参加していないので、参加したい。
 C：広域協議会に参加しておらず、また参加の必要性までは感じていない。
 D：広域協議会は全国組織化すべきだと考えている。
- ⑤ 鳥類による食害全般の被害報告があった共同漁業権件数（第1種、第5種）について、記入例を参考に下表へ記入願います。

都道府県	報告漁業権件数 / 総漁業権件数	カワウ	サギ類	カモ類	その他 （鳥種記載）	被害状況	駆除等の 対応状況	備考
〇〇県	(1)9/10	(1)8	0	3		カワウ食害によるアユの減少が顕著	有害捕獲許可に基づく銃器駆除 防鳥糸による飛来防止や追い払い	カワウについては近年飛来数が増加
鹿児島県	(11)10/16	(11)10	1	0	0	河川では、アユ、ウナギ、ウグイ等の食害報告	銃・無双網による駆除、花火や空砲による追い払い、テグス張りによる進入防止	

※ ()数字は非共同漁業権漁場の報告件数としてください。

※ ブロック協議会開催県は各ブロック内での件数の合計数を確認してください。

- ⑥ カワウ等の鳥類による被害の防止について、林業等、他の業界と協力して行っている事例があれば、その内容について記入願います。

協力団体（業界名、団体名、課名等）	内 容
なし	なし

Ⅳ 漁場環境の保全及び啓発について

- ① 内水面漁業を取り巻く環境について、河川流域の生態系、森林、水質等さまざまなケースを含めて問題となっている事例について選択回答願います。（複数回答可）

A：土砂の流入及び堆積
B：森林の伐採等による河川流量の変化
C：オオカナダモ、カワシオグサ、ミズワタクチビルケイソウ等の異常繁殖による水生生物への悪影響
D：アシ等の異常繁茂による漁場の縮小
E：河畔林やアシ原の繁茂による漁場へのアクセス悪化
F：排水による水質の富栄養化
G：災害復旧事業等による河川環境の均一化（瀬と淵の消滅等）
H：漁業に支障を来たす樹木の存在（一級河川）
I：漁業に支障を来たす樹木の存在（二級河川等）
J：なし

☒ K その他（自由記載）

河川水産生物の生息環境の悪化により、隠れ家や餌料生物の減少が指摘されており、河川生態系の保全・改善のため、河川生物に配慮した護岸工事や水域の連続性に配慮した魚道等の設置を求められている。

- ③ ダム、魚道等、河川工作物等で問題となっている事例について選択回答願います。（複数回答可）

A：ダムからの濁水の放出
B：ダムからの低温水の放出
☒ C 魚道の機能不全
D：なし

E：その他（自由記載）

落差工、堰堤ではアユやウナギ等の遡上が阻害されている
魚道の目詰まりなどにより魚道の機能低下が見られる

V ウナギの資源回復について

- ① ウナギが漁業権魚種として設定されている漁業権免許件数について記入願います。

全漁業権 15 件中 14 件

- ② 平成24年以降、シラスウナギの採捕数量の減少及び価格の高騰に伴い、漁協が増殖指示量を達成できなかった事例がありますか。ある場合は、その際の対応について記述願います。

☒ A あり

聞き取りにより状況を把握し、漁協の経営状況等を勘案の上、現実的で実施可能な取組を行うよう指導している。

B: なし

- ③ ②で「A: あり」を選択された方について、今後もシラスウナギの採捕量が安定せず、増殖指示量を達成できない状況が続いた場合、どのような対応を考えていますか。

A: 増殖指示量等を変更する予定はない。

B: 当面は現行の増殖指示量を変更しないが、漁業権の切替時に検討する。

C: 現行の漁業権の存続期間中に、増殖指示量の減量を検討している。

D: 遊漁料の増額を検討している。

☒ E 種苗放流以外の増殖手法を検討している。（具体的内容があれば記載願います。）

石倉の設置等について、増殖手法として効果的であるか等実施中

F: その他（自由記載）

- ④ 平成30年7月に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しましたが、下りウナギ保護に関して対策を取っていますか。

☒ A 報告（平成30年7月）前から対策を取っている。

B: 平成30年7月以降、対策を取った。

C: 今後、何らかの対策を検討している。

D: 現在のところ、特に対策について検討していない。

- ⑤ ④で「A：報告（平成30年7月）前から対策を取っている。」「B：平成30年7月以降、対策を取った。」「C：今後、何らかの対策を検討している。」を選択された方について、どのような対策もしくは検討をされていますか。（複数回答可）

A：都道府県内水面漁業調整規則の改正

☒ B：内水面漁場管理委員会指示

☒ C：遊漁規則変更の検討依頼

D：漁協の自主的な取組として総会で決議してもらうよう依頼

☒ E：その他（自由記載）

（ 海区漁業調整委員会指示 ）

- ⑥ ④で「D：現在のところ、特に対策について検討していない。」を選択された方について、対策が進まない理由について選択回答願います。（複数回答可）

A：下りウナギを漁獲して生計を立てている漁業者がいる。

B：そもそも天然のニホンウナギは生息していない。

C：河川で保護しても海で漁獲されてしまうので、河川だけ規制するのは不公平。

D：ウナギを漁獲している漁業者や遊漁者がいない。

E：サケと違って元の河川に戻ってくるわけではないのでメリットがない。

F：因果関係が明らかでないため、漁場管理委員会指示で規制するのは適さない。

G：因果関係が明らかでないため、遊漁規則・行使規則で規制することに理解をえられない。

H：シラスウナギの採捕を制限せずに、下りウナギの採捕だけ制限をかけるのは不公平。

I：その他（自由記載）

- ⑦ 資源管理の取り組みで問題となっている点、将来的な規制の可能性についての検討又は全国的な統一した規制の可能性等について、あれば自由記述願います。

Ⅵ その他

I から V までの各項目についての意見・要望、アンケート全般についての意見や、新規で提案すべき項目がある場合には、下記に自由記述願います。

ありがとうございました。

【参考】令和7年度 提案項目 取りまとめスケジュール

1 第1回漁場管理対策検討会（8月23日開催）

令和7年度提案書の基礎となる提案項目素案及び、提案項目に係る各都道府県の実態把握のためのアンケート調査票の内容について協議し、決定する。

決定した素案及びアンケート調査票を連合会事務局から各都道府県の内水面漁場管理委員会宛に送付する。

2 アンケート回答等のとりまとめ

各都道府県の委員会は、提案項目素案への修正・意見等及びアンケート回答を各ブロック協議会開催県へ提出する。（締切は各ブロック協議会開催県に一任）

3 各ブロック協議会

提案項目素案について、各ブロック内都道府県の実情及びアンケート結果を踏まえ、ブロックとしての意見を決定し、連合会へ報告する。

- ・東日本ブロック協議会（山形県）・・・令和6年10月31日、11月1日
- ・中日本ブロック協議会（山梨県）・・・令和6年11月14日、15日
- ・西日本ブロック協議会（島根県）・・・令和6年11月11日、12日

4 第2回漁場管理対策検討会（令和7年3月）

提案項目について、各ブロックからの意見を踏まえて検討し、令和7年度提案書（案）を策定し、第2回役員会へ提出する。

5 第2回役員会（上記4と同日開催）

漁場管理対策検討会から提出された提案書（案）について審議し、令和7年度通常総会に議案として提出する。

6 令和7年度通常総会（令和7年5月）

提案書（案）を議案として上程する。

7 令和7年度提案行動（令和7年6月又は7月）

令和7年度通常総会で決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施する。